

子どもたちの安全を守るために（保護者の皆さまへ）

日頃より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

このたび、児童虐待への対応について、警察から県教育委員会を通じて学校へ改めて周知がありました。子どもたちの命と安全を守るため、学校と関係機関がより一層連携して対応することが求められています。

児童虐待に関しては、法律により、虐待が疑われる場合には速やかに関係機関へ通告することが定められており、学校においても例外ではありません。そのため、学校で把握した状況に応じて、児童相談所や警察へ情報提供を行うことがあります。

具体的には、次のような場合です。

- ①けがなどがあり、身体的な虐待が疑われる場合
- ②生命や安全に関わる養育状況が懸念される場合
- ③不適切な関わりが疑われる場合
- ④その他、子どもの生命や身体に危険性や緊急性があると判断される場合

また、明確に虐待と断定できない場合でも、子どもの安全確保を最優先に、関係機関へ情報提供を行うことがあります。

これらの対応は、特定のご家庭を問題視したり責任を追及したりすることを目的としたものではなく、子どもたちを守るために法令等に基づき行う必要な措置です。学校としても、事実確認やプライバシーに十分配慮しながら慎重に対応してまいります。

保護者の皆さまにおかれましては、本趣旨をご理解いただき、ご不明な点やご心配なことがありましたら、遠慮なく学校へご相談ください。

子どもたちが安心して生活できる環境づくりのため、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

兵庫県警察：

<https://www.police.pref.hyogo.lg.jp/seikatu/shonen/index2.htm>